

## 令和2年第9回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年12月7日（令和2年11月30日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 令和2年12月18日（金） 午前9時30分

閉会 午後2時59分

4. 応招議員

| 議席    | 氏 名    | 議席    | 氏 名   | 議席    | 氏 名   | 議席    | 氏 名   |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 番   | 大和 磨美  | 2 番   | 瀧田 均  | 3 番   | 平野 一成 | 4 番   | 和田 文雄 |
| 5 番   | 宮田 博   | 6 番   | 漆谷 光夫 | 7 番   | 大屋 光宏 | 8 番   | 中村 昌史 |
| 9 番   | 日野原 利郎 |       |       | 1 1 番 | 辰田 直久 | 1 2 番 | 亀山 和巳 |
| 1 3 番 | 石橋 純二  | 1 4 番 | 三上 徹  | 1 5 番 | 山中 康樹 |       |       |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 1 4 名

| 議席    | 氏 名    | 議席    | 氏 名   | 議席    | 氏 名   | 議席    | 氏 名   |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 番   | 大和 磨美  | 2 番   | 瀧田 均  | 3 番   | 平野 一成 | 4 番   | 和田 文雄 |
| 5 番   | 宮田 博   | 6 番   | 漆谷 光夫 | 7 番   | 大屋 光宏 | 8 番   | 中村 昌史 |
| 9 番   | 日野原 利郎 |       |       | 1 1 番 | 辰田 直久 | 1 2 番 | 亀山 和巳 |
| 1 3 番 | 石橋 純二  | 1 4 番 | 三上 徹  | 1 5 番 | 山中 康樹 |       |       |

7. 欠席議員

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
|    |     |    |     |    |     |    |     |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名     | 氏 名    | 職 名  | 氏 名   |
|--------|-------|---------|--------|------|-------|
| 町 長    | 石橋 良治 | 副 町 長   | 日高 輝和  | 総務課長 | 三上 直樹 |
|        |       | 地域みらい課長 | 田村 哲   | 財務課長 | 白須 寿  |
|        |       | 福祉課長    | 小笠原 誠治 |      |       |
| 商工観光課長 | 寺本 英仁 |         |        |      |       |
| 医療政策課長 | 口羽 正彦 |         |        |      |       |
|        |       |         |        |      |       |
| 教 育 長  | 土居 達也 | 学校教育課長  | 高瀬 満晃  |      |       |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席  | 氏 名   | 議席  | 氏 名    |
|-----|-------|-----|--------|
| 8 番 | 中村 昌史 | 9 番 | 日野原 利郎 |

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 令和 2 年第 9 回 邑南町議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 2 年 12 月 18 日（金）午前 9 時 30 分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 陳情の委員長報告

陳情第 3 号 「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める  
陳情について

日程第 4 議案の討論、採決

議案第 121 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 122 号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第 123 号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正について

議案第 124 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について

議案第 125 号 邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議について

議案第 126 号 邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議について

議案第 127 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 9 号について

議案第 128 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について

議案第 129 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 3 号  
について

議案第 130 号 令和 2 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 131 号 令和 2 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 132 号 令和 2 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 133 号 令和 2 年度 邑南町 水道事業会計補正予算第 3 号について

日程第 5 閉会中の継続調査の付託

## 令和２年第９回邑南町議会定例会追加議事日程（第５号の追加）

令和２年１２月１８日（金）

追加日程第１ 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第１３４号 指定管理期間の変更について

議案第１３５号 令和２年度邑南町一般会計補正予算第１０号について

令和2年第9回 邑南町議会 定例会（第5日目） 会議録

【令和2年12月18日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番中村議員、9番日野原議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●山中議長（山中康樹） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き、一般質問を行います。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前9時31分 休憩 ——

（Aグループ議員の退場）

—— 午前9時32分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） それでは、質問順位第9号、大屋議員、登壇をお願いします。

（大屋議員登壇）

●大屋議員（大屋昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 7番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。おはようございます。12月議会最終日です。一般質問を行いたいと思います。ここ数日寒くなりまして、やっと寒さも和らいできたところかなあと思います。テレビ等で真冬並みの寒波がやってくるということでしたが、その後に何が続くのかなあとずっと考えてました。まだまだ12月なので、真冬並みの寒波がきてもたいしたことはないよっていう意味なのか、12月だけ真冬並みの寒波がくるので気をつけなさいという意味なのか。おそらく捉え方が多々あって、結果的に北陸を中心に大雪の被害がでてきたのかなあと思います。情報を伝えて、その真意を汲み取ってもらうっていうのは難しいのかなあ、このあたりの言葉でいうと、12月だけえ、まあしゃあないわあ、という感覚が多かったのかなあと思っております。今回の一般質問は、ある程度、ある意味、言葉だけのなかで、ほんとにそこに真意は何があるのかなあっていうのが気になる部分がありまして、3点ほど通告をしております。まず、一つ目です。指定管理者制度について質問をしたいと思います。指定管理者制度の目的とかっていうことはあえて触れませんが、調べていけば調べていくほど、面白い制度だなあと思いました。当たり前ですが、施設を持つ町、それを管理される、企業の方、そして、町民なり利用者。4者がすべてが利益がでていい環境を保つっていうのは非常に難しく、行政の考え方ひとつで大きく変わる制度なのかなあ。言い換えれば、町長の考えであるとか、実際に事務をされる町の職員の方の行政手腕が問われる制度かなあと思いました。ずうっとかかわりながら、なぜ、議論がかみ合わなくて、何を聞けば一番真意にたどりつけるかなあと思ひまして、今回2点ほど通告をしております。指定管理者制度につきまして、まず一つ目は、町において指定管理を行う施設について、個別に管理料の積算及び経営収支の積算が行われているかどうかということです。町の指定管理に出されている施設っていうのは、いこいの村のような営利目的、利益が上がるものから、自治会館のようなもの、制度上指定管理としているものまで、幅広くあります。今回は、指定管理料ってことで、お金の話をしてますので、基本的には、いこいの村であるとか霧の湯であるとか、そういう施設を想定したなかの質問をさせていただければと思います。まずはじめに、指定管理料の積算なり経営収支の積算が行われているか、教えてください。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 指定管理制度につきまして、管理料等の積算のことについての御質問でございます。はじめに、少し指定管理制度について御説明をさせていただきたいと思ひますけれども、指定管理制度は平成15年度から制度化をされたものでございまして、それまでは公の施設の管理主体は公的な団体が行うということになっておりましたけれども、法人やその他の、団体が行えるということで、制度が拡充されたものでございます。この制度の目的は、住民サービスの向上に向けて民間事業者の活力を活用すること。施設管理の効率化や経費の縮減を図ること。あるいは選定の手続きの透明化を図るというようなことなどでございます。指定管理のメリットは、民間事業者の手法活用による経費の縮減結果として、利用者の負担軽減民間経営の発想によるサービスの向上などがあげられております。

邑南町の場合は令和元年度の決算で89の施設を指定管理のしております。観光、交流系の施設、産業振興系の施設、保健衛生、介護、福祉系の施設。研修や学習系の施設。集会所、自治会館など多岐にわたっております。指定管理の選定手続きにつきましては、地方自治法や邑南町指定に指定の手続きに関する条例、あるいは、それぞれの施設の管理条例に基づいて行うこととなっております。指定管理者に公の施設を管理させようという場合は、原則として公募で行うことにしておりますけれども、特例として施設の性格や規模機能とか設置の経緯等によって公募ではなく公募によらずに指定する場合もございます。公募をしております施設は一定の収入が見込まれまして、民間事業者による経営手法によることでより効率的に施設の設置目的が達成される見込みがある施設として、広く事業者から施設管理に関する提案を受けまして、いわゆる競争によって選定することが望ましいと考えられる施設につきまして、公募という形をとっております。特に、先ほど大屋議員おっしゃいましたように観光、交流系の施設につきましては、11施設、現在公募により指定管理を行っているところでございます。指定管理を行うにあたりましては、町のほうで指定管理を行う施設に対する費用として指定管理料を支払う施設。それから指定管理料は支払わないで運用していただくという施設もございます。町が指定管理料を支払う施設につきましては、施設の施設の運営で得られます収入等では管理費用が賄えない場合に、指定管理料を算出して、その団体に支払うものでございます。一方、指定管理料を支払わない場合もございます。その場合は、施設の運営で得られる収入、あるいは、別の補助金等で施設の管理費用が賄える場合、指定管理料を支払わないという施設もございます。あるいは、施設の運営で一定の利益を団体から町に対して納付いただくケースもございます。公募の際に団体から提案を受けて、管理に関する協定で納付金という形で金額を定めて町に納付していただくということもございます。御質問の指定管理料の積算でございますけれども、指定管理料につきましては、施設の利用状況等により見込まれます収入。あるいは、人件費や需用費、役務費などの費用面などをもとに積算をしております。一方、申請される事業者の方からも、収支計画を提出いただいております。指定管理料の決定につきましては、申請者から提出された収支計画との比較検討等も行いまして、両者協議のうえで合意した額を指定管理料として決定し、協定を結ぶこととしております。なお、町が示しました指定管理料以下で申請者から提示があれば、そのへんも協議を行いその金額で協定をするということもございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。制度から手続きまで、説明をしていただきました。説明していただいたなかで、こういう言葉で聞けばよかったんだと思ったのが、手続きの透明化っていわれたです。誰にもわかる方法をとっているかっていう部分と、利用者の負担軽減又はサービスの向上につながっているかっていう、聞いたかったのはここだったんだなあと思いました。で、指定管理料は、積算をしてあるということでした。実はしてあるかって聞いている以上は、僕はしていないと思って聞いてました。で、していないと思った原因は、例

えば、香木の森。いこいの村、霧の湯とかの話のときに、霧の湯、温泉施設は、赤字施設ですっていわれるんだけど、町が積算して、いくらいくらの赤字になってと、赤字だから赤字施設ですって言うだけでいただければすごくよくわかるし。邑南町の場合の、施設の設置条例は、基本的に費用の負担って言うことが、条例上うたってあって、基本的にはどれも一緒だと思うんですが、施設に管理運営に要する経費は、指定管理者が負担する。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではないということで、9月の決算のときも、香木の森公園は、指定管理料を支払っているんですけど、町長が特別の事情があると認めた場合に払うので、じゃあどういう事情があって払うんですかって聞いたときに、明確な答えではなかったんだと思います。収支計算をしたときに、これほどの経費が赤字になるんで、その分を払ってますって言われればよくわかったのかなあとと思います。で、具体的に、せっかくですのでいこいの村、それから霧の湯。温泉部分と香遊館っていう部分。それから、香夢里について積算をしたときに、いくら経費が足りないから、なっているか。町の積算の金額を教えてくださいなあとと思いますが、それは教えていただけるものですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、議員さん御質問の、ええ、いこいの村、それから、霧の湯、から、香夢里。ええ、現在、ええ、積算の方の、ええ、根拠の方は、今明確にちょっと、数字の方、ええ、持ち合わせていませんので、ええ、後ほど、ええ、御回答させていただきますてもよろしいでしょうか。させていただきますと思います。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。今積算があるので調べてもらって、金額こうですよっていうのはすぐ出ると思うので、質問の間に調べていただければと思います。例えば、株式会社雲海さんは、いこいの村と霧の湯部分を指定管理を受けられて、納付金を1,500万ずっと納めてこられました。で、その1,500万納める根拠っていうのはなんだろうかなあと考えたときに、計算した結果、利益が最低一千万以上はでるので、それ以上納める提案をしてくださってということで公募されたのかなあと思ったら。1,500万は、向こうの提示ですか。今、副町長も納付金がある場合は、公募のときの向こう側の提示ですっていうことでした。ただ、その提示が本当に正しいのかどうかっていうのは、どうやって調べるのかなあと考えたんです。先ほどあったとおり、1,500万は提示されるけど、それは過剰な提案なのか、妥当な提案なのかっていうのは、町が積算をしているのに比べれば一発でわかるので、そういう意味で示していただければなあと思いました。利用者のサービス向上であるとか、負担軽減っていう意味でいえば、例えばです。1,500万の納付するっていうの



は過剰だと判断すれば、それはどっかでコスト削減をするか、利用者からの利用料を過大に  
っていうか、高額な利用料を徴収する。で、その1, 500万がそうっていわれるけど、じ  
ゃあ1, 500万納めなくていい、1, 000万でいいからその分は利用者に還元してくだ  
さいってということもあるのかもしれないです。で、そういう意味で、それらの関係がどうな  
っているのかなあと思いましたので、後ほどで結構ですので教えていただければ  
と思います。で、2番目の質問として、指定管理施設における修繕、備品購入における町  
と指定管理者の役割分担は、ということで書いております。修繕についても、常に問題にな  
ります。軽微な修繕であれば指定管理者ができるんだと思いますが、金額が20万を超え  
ると基本的には町が負担ってということになりますと、執行する権利は町にあって、なかなか、  
それと、適切な時期に修繕ができない。予算化しないと修繕ができないし、予算化してあ  
っても、執行権が町にあれば町の都合で執行する場合もあるんだと思います。で、そう  
いう意味で、他の自治体においては、一定の修繕料を事前に指定管理料のなかに含めて。  
例えば20万以下であれば指定管理者が、必要なときに執行してくださいという  
方法もあるようです。そういう意味で、指定管理施設における修繕、備品購入にお  
いて、町と指定管理者の関係について教えてください。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 指定管理者との修繕あるいは備品購入についての御質問で  
ございます。施設の修繕につきましては、これは、また施設によって違いがございます。  
協定書のところで、いわゆるリスク分担。予期せぬ事情による施設に対する運営の代用とい  
うような形で、そのリスクの分担というような形で定めておりますけれども、観光、交流  
系の施設でございますけれども、これは、経年劣化による小規模なもの。これは、一  
応20万円という、今、先ほどおっしゃいましたような基準にしていることが多くあ  
りますけれども。あるいは、第三者による損傷で小規模なもの。これにつきましては、  
指定管理者が負担することとし、それ以外は町が負担するというのが、ほとんどの  
ケースでございます。金額や、それから、1件あたりなのか、積み重ねていくのか  
というようなことがございます。ですの  
でいち、そういうところに協定しているからといって、一律的な対応ではなくて、  
やはり、ここは協議をして対応する場合もございます。参考でございますが、  
介護福祉系の施設等では、100万円までは指定管理者というような形で規定  
している例もございます。それぞれ施設ごとに若干の違いはありますが、  
そういう形でリスクの分担を規定しております。それから、備品でござ  
います。備品の取り扱いにつきましては、これも施設によって違いがござ  
いますけれども、協定書あるいは仕様書のところでその取扱いを定めて  
おります。香夢里の例でいいますと、町に帰属する備品につきましては無償で貸与  
する。指定管理者による棄損や滅失があった場合は、指定管理者が負担をする。  
補充、更新は、指定管理者。この場合の備品の帰属は、指定管理者になる  
というふうにしております。また現在、公募しております青少年旅行村の  
例でいいますと、備え付けの備品は町が新たに備え付けの備品や、

町が新たに購入した備品は町に帰属。指定管理料を原資として購入した備品は、町に帰属。町に帰属する備品を修繕した場合の修繕部分は、町に帰属。指定管理者が自らの費用で調達したものや自ら持ち込んだものは、指定管理者に帰属し、町のものとは区別して管理するというような規定をしております。いずれにしても、施設の規模や備品の経過年数、備え付けられている備品の種類や価格等施設によって一律ではありませんので、これも指定管理者との協議によって協定をすることとしております。

●大屋議員（大屋光宏） はい。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 施設ごとに若干異なるんだと思います。で、副町長が答弁の冒頭で言われたとおり、仮に20万としても、その20万の積算がいろいろなものを合わせるのか、施設の規模によって同じことをやっても20万以内と20万超えるっていうのも、違うっていう意味かなあとと思います。ある程度施設側が一定の金額以下であれば、修繕をしていくんだと思いますが、観光、交流のような施設であれば、指定管理者側が町と協議するより早く修理した方がいいと思えば、やっぱり20万超えてもしたいときもあるかもしれないし、予算化してあれば早くしてほしいとか、執行権というのは、指定管理者にはないという問題が一つあるのかなあとと思います。で、今回の霧の湯であるとかいこいの村の経緯を、いろいろ委員会でも議論しているなかで気になったのは、指定管理期間っていうのが、もう一つ問題としてあるのかなあとと思います。修繕を行うにしても、自らの負担であっても、その5年っていう期間の、例えばもう4年目、5年目であれば、先が、来年度がわからなければ、本来は修繕をすればいいけれど、修繕したくない。なんとかこのまま修繕をせずにすましてしまおうとか。町がすべてすればいいけれど、その難しさで、一方で先ほどあったように、福祉法人等については、100万までは自分達でっていうのもあるんだと思います。ただ、同じことであって、指定期間が10年のところで、早い時期に必要な修繕であれば、100万以内でやっても10年間の長期計画のなかで投資が回収できるけれど、後半になれば難しいってことになるんだと思います。で、具体的に話をすると、そのリスク分担っていう話もあったんですが、修繕においてもそうですが、すべてのことにおいて、今回もリスク分担っていう面ですごく気になったのが、経費の積算をどうしているかという部分にもなるわけですが、例えば感染症、今回のようなコロナがはやったためにお客が来なくて、経営が苦しかった。で、そのときのリスクは、誰がもつのか。で、リスク分担の表はあるけれど、そこには明確な記述がないため、協議のうえっていうことなんだと思います。で、期間についても、例えばこういうような状況になって、思った以上の売上げがでなかった、経営が苦しい。ただ、指定管理の期間が決まっているのであれば、町はその期間きちっとしなさいという考えなんだと思います。で、一方で受け手のほうは、長期の計画が立てれば、なんとか自分達の自助努力でできるんだけど、長期の計画に、例えば指定期間の期間が延長できないのかっていうことなんだと思います。で、今は便利なので、インターネットでいろいろ調べてますと、今回の感染症において、指定管理の出した施設において、売上げ等が減少して

経営がなりたたなくなった場合の補てん、支援ということで補助金等を組んでいる自治体もあります。で、あわせて、多々いろんな意味はあるんですが、例えば指定期間が今年で終わりの予定だったんだけどもっと、この状況では来年の公募ができないので期間を延長するところもありますし、先ほど言ったように、期間の後半ではあるんだけど、予期せぬ事態だったのでリスク分担として、期間を延長することによって、で、企業の支援、リスクを軽減しましょうというのもありました。で、邑南町においては、指定管理を受けた施設が、何らかの事情で、不可抗力の事情で経営が成り立たない、難しくなったときに、その責任は町が負って、きちんと補てんするのかしないのか。今回のような場合は、すべきだと思うが、なぜ、しなかったのか。もしくは、期間の延長の申し出があったときに、それは受け入れないというのはなぜだったのかを教えてください。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） リスク分担先ほども申し上げましたけども、指定管理の行ううえで不確定な要因を、まあ誰が対応するかということでございます。リスク分担につきましては、基本的な考え方は、そのリスクを最も適切に管理する方が負担するというふうに考えられておりますけれども、指定管理者と町が双方で負担しなければならないようなケースもありますし、例えば地震とか災害のようなケースとか、あるいは今回のようなコロナのようなケースの場合、自治体としても、あるいは、指定管理者としても、どちらも対応が難しいなというようなケースもございます。こういった、災害等の対応につきましては、当然それは自治体側が負うというふうになろうかと思っております。一般的には、事業に関する個々のものについて、指定管理者がどういたしますか、例えば住民に対するサービスの質とか、あるいは良好な施設の状況を維持するというようなところは、やはり、指定管理者のほうが、ノウハウが高いのでそちらが負担していただく場合がありますけれども、先ほど言いましたような施設の所有のことでありますとか、施設自体の、サービス自体のことの在り方とかいうことにつきましては、やはり行政の方が対応するというようなケースが多いんじゃないかと思っております。それから、期間の延長のことですけれども、期間につきましては、5年とか、10年とかいう期間を定めております。今回はいこいの村、霧の湯に関しましては、3年目のところの期間でございます。これまで、期間の延長は当然行っておりまして、指定管理の期間のなかで、良好な経営が、管理状況が良好であったり、雇用の面など、総合的に判断して、再度これは公募によらずに延長しているケースがございますし。それはほぼ同一で同じところに指定管理をしているケースもございますけれども。例えば管理する施設が、施設の中身が変更になったりとか、あるいはリニューアル等で施設の形態が変わったりしたようなケースには、これまで再公募をかけたっていることもございます。今回は、管理期間の中途ということで、まだ2年を残しているという条件もありましたので、その先のことについては、まだ不明というようなことも考えたところでございます。ただ、指定管理の手続きにまた戻りますけれども、指定管理の手続きは、いわゆる予定価格等定めて、行

政が入札の手続きによる、いわゆる競争入札というような価格競争による契約とは違いました、最初に大屋議員おっしゃいましたように、行政上指定管理者のほうも、住民の方も、行政の方もそれぞれがしっかり利益を得られるようになるような制度ということでございます。先ほどらい、収支の計算のこともでておりましたけれども、それは協議によって金額の変更等もあり得る話でございますし、先ほどらい言うておりますように、協定のなかで協議をしながら進めていくことでございます。町から一方的にこうだからということではなくて、指定管理者の方としっかり話し合いをすすめながら、どういう形にもっていくのがいいかということをやりながら、施設の経営をしていくということでございますので、常に協議をしながら、協定の内容について、お互いに理解しながらすすめているということで、御理解いただきたいと思います。今回のコロナの関係での補てんをしなかったかということでございますけれども、先ほどらい話をしておりますように、指定管理者の方とそのへんは協議をしながら進めております。補てんはしておりませんが、今年度の納付金につきましては、今回議会でも出ささせていただいておりますけれども、1,500万は、納付金をいただかないという結論決定をしているところでございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋議員） 最初の質問の、町の収支の金額ってでませんか、まだ。で、それがあると一番いいんですけど。結局、ずうっときちっと町と指定管理者は、協議を続けてますってことなんだと思います。ただ、その協議っていうのは、確かに話し合いかもしれないけれど、本当に信頼関係があって、きちっとした協議になっているかどうか、見えなところの協議では、結局、町民なり議会からみると不透明ではないかということです。例えば金額がきちっとあって、リスクの分担にしてもコロナの関係でお客が少なかったのも、いこいの村、霧の湯からの、雲海、株式会社雲海からの納付金は、1,500万は今年度はいただかないことにしましたっていったときに、委員会でも議論しましたが、1,500万が妥当な根拠を教えてほしいということなんです。町の計算上こうであって、お客がこれだけ減ったから、これだけ収入不足がいくらいくらあったから、それと、結果として計算上1,500万になったのか。ほんとは、2,000万の、売上げが不足なんだけど、1,500万で抑えたのかっていうのがわからないっていうのは、ずっと言い続けた、ているところです。それは、協議の結果こうですって言われても、協議の結果が見えないということです。で、時間が長くなりますが、例えば今出されとる青少年旅行村の指定管理の募集要項についても、指定管理の基準額は560万円とする。で、指定管理者は、この基準額を縮減するよう努めなければならないと。他の自治体は、その計算上例えば560万だったら、指定管理者は、応募する企業は、この金額560万の基準額以下の提示をしなければならないってあるけど、努めなければならないっていうのはどういう意味なんだろうとか。で、あわせて、もう一個業務仕様書の方を見れば、町は必要と認める最小限度の管理運営経費に相当する金額を指定管理料として分割して支払うものとする。ただし、当該年度の予算額を上限とするってい

うことは、やはりこれも協議であって、要は町と企業が仲が良ければ金額が大きいけれど、そうでなければ低くなるよっていう意味なのか。誤解を招くんだと思うんです。そういう意味で、もう少し透明化を図らなきゃいけないんじゃないのかなあ。で、そうすると元の管理料がいくらですかって聞けば、本当に霧の湯は赤字施設っていうことになるのか。例えば払わない施設もあるけど、なぜ払わないのか。払っていても、それが適切であるのかって言うのがよくわかるのかなあと思います。リスク分担にしても、質疑のときにも言いましたが、不可抗力におけるリスク分担にしても、施設設備の修復にかかる経費が増加した場合は、町がもちますよっていうのが邑南町です。他の自治体は、及びがあって、運営のリスク、業務、履行不能のリスクももちますよっていう自治体もあります。これが大部分だと思います。もっときちっとした自治体は、施設の修繕のみをもちます。あえてきちっと別に、運営のリスク等については、町ではなく指定管理者ですよ、まで書いてあります。で、町は結局あいまいな部分がたくさんあって、そこは協議なんだけど、その協議の過程が見えないということです。で、今回の感染症についてもリスク分担として、町がある程度負担をするっていうことであれば、その他の施設についても、要望があればするっていう意味になるのかなあという捉え方をしておりますが、金額はやっぱりでないものですか。

●山中議長（山中康樹） 暫時休憩いたします。

—— 午前10時05分 休憩 ——

—— 午前10時07分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） それでは再開をいたします。持ち時間のこともございますので、執行部の方の先ほどの答弁につきましては、後回すということにつきまして。次の中学校の在り方ということで進めたいと思いますので、お願いをします。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。次の質問に入りたいと思います。本年の3月議会において亀山議員の方から、石見中学校の改築について質問がありまして、最後の方で、町長の答弁として、中学校は町の学校であるという言葉が述べられました。前段には、小学校は地域とのかかわりが深いけれどっていうことが一応ありました。あってでですが、それと単純に対比をしてみれば、中学校というものはどういうものなんだろうかなあというのがあります。で、改めて町長の方から、そのときの中学校は町の学校であると述べられた真意を教えてくださいたいということと。石見中学校の改築ってことを前後して、小中学校、学校の統廃合の議論を妨げるものではないという発言なり雰囲気もでてきました。で、中学校は町の

学校であるってということで、そのままの言葉を捉えますと、中学校の統廃合について、何らかの考えが町長の方にはあるのかなあという思いももちました。中学校は町の学校であるという真意と、中学校の統廃合について。議論はどう進めるかっていう質問をしておりますが、考え方について。２点一括してお答えをいただければと思います。お願いをします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 御指摘のように、３月議会で亀山議員さんの質問のなかの石見中学校改築の関連という形で御質問にお答えしたわけでございます。で、若干繰り返しにもなりますけどもそのときに申し上げたのは、小学校は地域に愛されることが大事だと、ということで地域の学校と色合いが非常に強い。現に地域学校ということも盛んにやっていたらっしゃる。で、人間の成長過程を考えると、やっぱり中学校になりますと将来、いずれは社会の荒波に立ち向かっていかなきゃいけないときの、やはり社会に対応すべく第一ステップではないかなあということも、ちょっと申し上げたというふうに思います。そういうことを考えると、やはり中学校と小学校の、やっぱり在り方っていうのは、おのずと違ってくるし。特に私は中学校の生徒の在り方っていうのは、大いに議論すべきじゃないかということを、申し上げたつもりでございます。で、そのなかで、切磋琢磨という言葉を使ったというふうに思いますし。３つの中学校の学校要覧を取り寄せて見た結果ですね、瑞穂中学校では、めざす生徒像ということで、自ら学び、自ら考え、より高い目標ということが掲げられているし。石見中学校でも、主体的に行動できる。それから、羽須美中学校は、ここは少し色合い違いますけども、全面的にあらゆる差別に立ち向かう、これを非常にうたっていたらっしゃると同時に、やっぱり自ら考える。こういう主体性をですね、やはり醸成しようということが共通点としていえるんじゃないかなあ。この主体性をやっぱり育むためには、先ほど言ったようにいろんな、生徒がいて、そこで切磋琢磨をして、最近私はよく言いますけれど、多様性。こういったことも裏にはあって、しっかりそういうことも踏まえて学ぶ必要があるんじゃないかなあというふうに思っております。それと、私はこのケーブルテレビを通じて、町民のみなさん方にわかりやすく、言うならばですね、部活のことを常々考えております。野球部と吹奏楽のことを申し上げますと、野球部、石見中学校１０人、瑞穂中学校１５人。石見中学校もう、ぎりぎりです。これがですね、何かの形で一緒になって、現在のこれ１０人プラス１５人で２５人。これは大変強い野球部に成長するんじゃないかなあという私の勝手な思いもございまして。吹奏楽にいたっても、石見中学校は１１人、瑞穂中学校２１人いらっしゃる。これが分かれています。なんかこう、もう少し大編成でお互いに競い合いながら、技術を高めあいながら、やっぱり邑南町の中学生として、どんどん全国大会に出るような、そんな私の勝手な思いも今でもあるわけでございます。ソフトテニスにいたっても、瑞穂中学校は１７人いらっしゃる。羽須美中学校は、生徒の数は少ないけども、想像するにおおかたの生徒がソフトテニスにも所属していると。そんなことの部活動一つとっても、一層活力が増すためには、何かの方法でですね、やはり邑南町の中学校の生徒とし

て、やっぱり活躍してほしいなあと、こういうことが私は今でも思っております。で、統廃合の話を最後にされましたけども、亀山議員のときにも言いましたけども、じゃあ、統廃合ありきで議論をすると、やっぱり非常に地区の問題、いろんな問題が絡んできてどこでもなかなか前にいかないというのが、今の、全国状況であって。それを、やはり教育行政が、強引にすすめると、非常にそこに禍根を残すというのが悪例としてあるわけでございます。したがって、中学校の生徒像、どうあるべきか、邑南町の中学生として、どう鍛えていくかということを全面的なテーマとして掲げて、いろんな方々の議論をやっていくというのが、もう、始まってもいいんじゃないかなあというふうに思っております。けして統廃合ありきで議論すべきではないと思っております。で、これは第一義的には、やっぱり教育委員会の所管でございますから、時々教育長にも、そういうようなテーマで、いろんな方々が入ってもらって、議論をやったらどうかということを申し上げておりますが、なかなか前に進まないのが現状でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。町長の思いを聞かしていただきました。3月の亀山議員の一般質問を聞いてましたし、議事録を読み返したときも思いました。最近の町長の答弁と、教育長の答弁。で、なかなか、町長が同じ、住民からみても、子供たちからみても、同じ町ではあるけれど、町長と教育長の考え方っていうのは、若干というか、根本的な違いがあるのかなあと思いました。3月の一般質問のなかでも、教育長は、町長は中学の在り方を、中学生が、生徒像がどうあるべきかの議論をすべきだと言われましたが、同じことは、教育長は、去年の300人会議とか1000人会議を開いたなかで、統廃合とかではなくて、どういう教育をすれば子供たちが学習意欲をもつ環境ができるのかっていうことを。で、議論を積み重ねて、どういう中学校であれば、学習意欲はもてるのかっていうことで、今の石見中学校の改築に進んだわけであって、統廃合を前提にしているわけではないって話をされました。で、町長の、今の最初の話の聞くと、切磋琢磨であるとか部活の話がでてくると、どうしても小規模校の、一般的に言われるデメリットの部分なんだと思います。文科省とかの文書にもそういうふうに出ています。ただ、切磋琢磨であるとか、部活がもっと規模が大きくなっているところに対しては、一切そのとおりなのかもしれません。ただ、学習意欲とか、教育長とか教育委員会の思いとは、そこはちょっと違うところなのかなあって、聞きながら思ったところです。いろいろ調べてみますと、学校の規模の大小が学習、極端にいうと成績に差があるかっていうと、そういうわけでもないみたいです。最近、町長は、いじめの問題を特に出されますが。いじめが小規模校なら多い、大規模校になれば少なくなる、その規模の大小とも、やっぱり関係がないようです。で、唯一データとしていろいろ調べたなかであったのは、不登校、いじめとか、暴力的なものじゃなくて、本人がいろいろ思いがあって不登校の対応については、学校の先生の数が多い方が対応が早くできてその数は減るっていうのはあったわけです。で、意見を聞きましたっていうだけで、なのでそれ以上議論するもの

でもないかとは思いますが。やはり、中学校は、町の学校であるっていうことと、今の町長の切磋琢磨であるとか、多様性っていうことがそのままいけば、町長は、やはり中学校を統合したいんだろうなあ。で、石見中学校に統合すれば、バスの便、通学の便を考えても、高校の支援便、高校に行く便とほぼ一緒のものが使えるので、この度、新しくもなる。で、おそらく今後、町内の中学生が全部集まっても2クラスある。なので、その範囲でおさまる。六十とか七十までの範囲なので。ということは、この度、今後は統廃合がすすんでいくんだろうなあっていうのが、なんとなくの雰囲気として感じとれてしまったわけです。あえてここで質問をしたのも、そういう雰囲気のなかで感じたので、真意が、本意が聞きたかったというところです。で、この状態で、たぶん議論を進めれば、統廃合が前提の議論しかできないのかなあっていう思いももちました。町長の真意は、そこにあるのかないのかっていう部分はあるわけですが、なんとなくそこでは町長の思いと教育委員会の思い、子供たちの育て方っていうところで、若干の差があるのかと思いました。それ以上は一般質問を聞かれている町民の方の捉え方であると思います。すみません、勝手に、私はこう捉えましたって話ただけなので、町長なり、教育長のなかで、それは違うよってことがあれば聞かせていただいて、なければ次に進みたいと思いますが。何かありますでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） これはあくまでも大屋議員さんの思いのなかで、今、おっしゃっているだけなんで、私は統廃合のこと、一言も言っていないし。大屋議員さんの発言がですね、さも町長の発言に捉えるようでは非常に、私は、残念だということでございますから、そこは、町民のみなさん方誤解のないようにしていただいて。ただ私は、PTAにしても教育委員会にしても、やっぱり教育問題を、なにか避けておられるんじゃないかなあ。やっぱり、今の時代の子供たちを、どう生きるかっていうような本質論をですね、大いに議論、活発にしていかないと。なんか守りばかりで、先に進まないんじゃないかなあと、そういう私は思いがずっとあるわけでございます。そこだけは、しっかり押さえていただきたいというふうに思います。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。あえてPTAを出していただきました。立場を御存じだからだということだと思います。教育の本質を避けているんじゃないかということです。それについては、次のところでも触れますし、以前も触れたことがあるので、次の質問にはいったなかで、話をさせていただければと思います。矢上高校の話をしたいと思います。来年度から矢上高校のバス通学者に対して。これは、町内からも町外からもすべて含めてです



が、定期券の購入費の助成を行う。実質、バスを使う方に対しては負担がなく、全額町が助成をするという意味です。で、そういう、考えをお持ちであるようです。助成にいたった経緯とその目的を教えてくださいなと思います。と時間がないので、すみません。答弁用意されていれば、あわせて、生徒募集の手段としての、高校の魅力化と先ほどいったような経済的支援をどのように考えておられるか。2点一括でお答え願えればと思います。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 田村地域みらい課長。残り時間が、10分をきっておりますので、答弁も簡潔にお願いします。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 矢上高校の支援についての質問でございました。まず、高校に向けてのバスの通学者へ対して定期券の購入費の助成については、これについては、現在策定中の新ビジョンの具体的な施策としてあがってきました。それによってですね、担当課としては、新年度予算に盛り込みたいということで、要求をさせていただいているということでございます。経緯については、これまで魅力化を図るための将来ビジョン。前期のものが、平成27年度から5か年でありましたけれども。そういったところの終わったものを検証して、で、さらにですね、今そのなかで出てきた意見であるとか、いうところを鑑みまして新しいビジョンのなかには、これが必要だということの声あがったということが、経緯でございます。で、今、策定作業を進めておりますけれども、その策定作業の中心である魅力化推進本部会議、あるいは、過去の高校の教育振興会、そういったところの議論のなかでも、やはり、通学者、バスの通学者については支援が欲しいという声があるということがありますので、それを反映したビジョンが策定するべきだろうというふうに思うところでございます。で、ここについては、描いているのは、やはり生徒が十分に力を発揮できる教育環境、それを整備するというふうな部分に位置づけておりまして、町内生徒の通学利便性を、向上を目指すというふうに思っております。もう一つ、経済支援という部分でございすけれども、第一期のビジョンで掲げた大きな目標は、やはり、定員のもとどおりといえますか、もとが120名だったので、それに戻していこうということが、大きな目標でございました。そういった部分でいいますと、やはり生徒募集というのが、一番の大目標でありますけれども。その部分で、今削減された部分からいいますと、産業技術科の方が5名増となりましたので、若干持ちなおしたなというふうに思っています。そういった部分につきましても、ビジョンを着実にすすめてきた、成果があるのだというふうに、一定の効果があつたというふうに思っています。で、新しいビジョンでもですね、今、常任委員会であるとか全員協議会の方でもお示しさせていただきましたけれども、やはり、大きな目標のなかの1番めは、矢上高校の永久存続。で、積極的な生徒募集。で、重点目標でも、定員の安定的な充足というふうに掲げております。そういった部分でいいますと、やるべきことはすごくたくさんあります。で、そのなかでもですね、重点目標の1番目は先ほど申しましたように、積極的な生徒募集となつていまして、ただ、ここはですね中身でいいますと、オープンスクールを充実させることであるとか、町内中学校へ向いての丁寧な説明であるとか、県外募集、県全下で行

いますけども、そういったところへの積極的参加という部分が主でございまして、経済的な支援策はここには入っておりません。で、したがいまして、生徒募集の手段として、将来ビジョンで描いているのは経済支援というのは、あまり大きなウエイトではないのかなあというふうに考えております。やはりこういったところをビジョンの主旨に置くかといいますと、やはり生徒にとって一番魅力的な学校であるべき。で、さらにいいますと地域だったりとか、保護者であったりとか、やはりこの学校に自分の子供を通わせたい、また、地域としては、しっかり応援をしていきたい、支援をしていきたいというふうに思われるような学校づくりを目指すべきだというふうに考えておりますので、そういったビジョンになるように、今、準備を進めているということでございます。以上でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。過去平成29年に高校のPTAも、町内の生徒の通学費の助成っていうのは要望したことがあります。ただ、その翌年に三江線が廃止になって、島根中央高校が通学費の助成を無料にしました。で、そのときにPTAの会長だったという立場もあって、再度出すかどうかの議論をしました。で、当初は、6,000円が若干でも安くなればうれしい、負担がすごく減った気持ちになれるのでっていうところだけでしたが。島根中央高校が通学費を全額助成をして無料にしましたので、ここであえて出すと今度は、もう無料しかないし、お金の競争になってしまう。で、もうPTAとしても、これは本意ではないっていうところがあって、やめた経緯があります。で、そのあと、寄宿舎の、ううんと、入寮費は負担額も月が2万8,000円から3万4,000円に値上がりになりました。どちらかというと、金銭的な負担していただくものはするけれど、学習内容とか魅力化の方で充実していくんだよという姿勢かと思いましたが、ここでバス代の助成がでてきました。ううんと、どういうふうに助成をするのか、誰が乗ってもいいのか、中学校とか小学校のスクールバスのように距離の制限を設けるのかとかいう課題もあるんだと思いますが。一つは寄宿舎の生徒等との差はっていうのは、どうして大きくなってくるのかなあと思います。いうまでもなく、町内の生徒であっても、それぞれの事情、バス停からの距離によっては寄宿舎に入っています。同じ町内であっても、無料でバスに乗ってこれる生徒と、やむを得ない事情で寄宿舎に入ることによって3万4,000円負担しなきゃいけない。今までのバス通学者と比べれば、負担額が割高にみえてしまう問題はどうかっていうのは大きな課題かなあと思います。あわせて、寮費の助成をするかどうかっていうのは、今回、大きな課題が出てくるんだと思います。教育振興会の方で要望すべきことが、補助するっていう話もそのときにありました。同じ教育振興会の会長と町長は一緒ですので、町長として今回バス代の助成をすれば、不公平感として寮に入っている生徒との格差が大きく開くわけですけど、寮生に対する助成はする考えがあるかどうか教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 寮生に対する助成は、今のところ特にこれというものは新たには考えてないわけでごさいます。限られた財源のなかで、やっぱり、今すべきことはなんなのかといったことを考えると、今のバス代の点について、ぜひお願いをしたいなということでごさいます。で、先ほどらい、いろいろ議論をして聞いてみますと、やはり大屋議員さんの場合は、町議会議員でもあるし、矢上高校のPTAの会長さんでもあるし。統廃合の問題でもなんでも、思っていることがあれば、やっぱり主体的に動いてもらえばいいのかなあというふうな気がします。主体的なっていうことは、今の生徒の在り方についても、ほかの全国的な議会のなかで、先進的な議会は、議員さんたちがむしろ住民と行政の関係でありますから、主体的に動かれて、いろんな方々を集めて、議論を活発にされているという議会もあるわけでありまして。先ほどの、今の矢上高校の問題についても、やっぱり、こういう提案でやったらどうかというような、やっぱり、具体的な形で我々にお示しをいただく。行政に聞いていただくことは、大変結構ではございますけども、若干そういう点が、主体的によりしくお願いしたいのかなあというふうに、思っています。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。まあ、主体的にという話で、これは常々町長が言っておられる話だと思います。主体的に動くがために、やはり、町の考えていうのは聞きたいです。議員としてもそうです。町民としても、あまり町に深くお願いをしたいという思いはないです。一定の距離感っていうのも必要だし、負担すべきものは負担すべきかなあと。で、今回も、これは2番目に質問したとおり、生徒募集の手段ってわけじゃないですが、やはり、高校の魅力化をどのようにしていくか、教育をどうしていくかってには、一生懸命かわっているつもりです。それと、どうしても経済的支援というのは、相反する部分があって、どうしても、バス代助成をする、何らかの助成をするっていうと、生徒募集とか雰囲気そちらに流れてしまう。で、魅力化っていうのは、どうしてもわかりにくいので、地域みらい課長、田村課長が言われたとおり、やはり、こう、地域が応援しようという気持ちになる。行った生徒なり、卒業した生徒がすごく満足度が高い。それは、なかなか表現が難しいことであるので、本来はそこに力を入れるべきだと思いますが。町があえて今回、バス代補助に踏み込まれたので、その考えが聞きたかったということです。寄宿舎の問題も、取り残すとどうしても不公平感に、新たな問題になるんだと思います。されるのであれば、そこまで踏み込んで考えられるべきであると思うのが、私としての提案です。今のところするつもりはないということでした。ただ、そういう意味で、高校の魅力化、教育の本質はどうであるかっていう部分と、金銭的なことで生徒を集める方向にっていうのは、非常にバランスが難しいものだと思っております。で、最初の質問の答えは出るんですか。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員のもち時間は過ぎましたが、先ほどの答弁が保留になっておりますので、指定管理の積算及び経営収支の積算が行われているかにつきまして答弁をお願いします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 先ほどの、ええ、経営収支の、ええ、質問について、こた、回答、お答え、お答えします。ええ、まず、平成28年度の、ええ、決算を勘案しまして、平成29年における、ええ、指定管理の公募においての積算をしております。いこいの村に関しましては、ええ、収入の方が、1億9,800万、ええ、支出の方が、1億9,500万。ええ、霧の湯の方は、ええ、1億6,100万円。ええ、支出の方が1億5,900万。香夢里の方が、収入の方が、2,000万円、支出の方が、ええ、2,000万円というふうに、28年の決算を、参考にして、29年度の、ええ、指定管理を出す場合に、ええ、積算の方しております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 時間がきまりましたので、最後です。僕は、町が独自に計算していますかっていうつもりでした。決算をみて計算をしていますということなので、そうすると、明らかに、決算上1,500万、1,500万を除いて、決算がこれっていう意味なのか、1,500万の根拠っていうのはわからなかったまんまかと思いました。きちんとした積算がされてないなら、一施設に対して、いくらかの経費をかけてもいいので、第三者にきちっと積算をしていただいて、指定管理料なり納付金を定めるべきだと思います。今の答弁で納得できるものかどうかというのは、難しいのかなあとと思いました。そのへんも含めて検討していただければと思いますが。答えてもらっていいんですか。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長

○日高副町長（日高輝和） 指定管理料の積算のことですけれども、最初申しましたようにいわゆる入札手続きによるものではありませんので、今のような施設の経営の状況も見ながら、積算をしている状況でございます。なお、指定管理制度では管理者との合意によりまして管理業務が適切に行われていれば企業努力によりまして発生する余剰金を企

業に帰属させるということが認められております。これまでも、企業、まあいこいの村、霧の湯につきましては1,500万円の納付金をということで企業側からの提示がずっとあったわけでございます。指定管理を始めました、一番最初に始めました平成19年度だったと思いますけれども、そのときからずっと1,500万ということは、企業努力のなかでの余剰金から発生した利益として、納めていただいておりますけれども、それ以上の余剰金が出た場合におきましても余剰金は、企業の収入として認めまして、それを返還するというようなことにはしておりません。この指定管理制度におきましては、協定によりまして、最終的に清算、そういうことを清算することは可能ですけれども、先ほど申しましたような企業努力による利益は、原則として吸い上げないような取り扱いが望ましいというふうにされております。そういうこともございますので、明確にその金額を規定しながらこれをお願いしますというような委託契約とは制度上異なりますので、そのへんは御理解をいただきたいと思えます。ただ、議員おっしゃいますように、指定管理制度には様々なそういった不明確な要素があるのも事実でございますし、民間手法によることが前面に出まして、役場の、行政側の方としまして、リスク管理をしていくことについての視点が緩んでいるという面も確かにあるというふうに考えております。おっしゃいますように、専門の方やあるいは監査委員さんなどとも、また、御意見をいただきながら、そのへんの不明確なところは是正しながら、対応していきたいというふうには考えております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員

●大屋議員（大屋光宏） 時間過ぎてまでありがとうございました。直すべきところは直さないと、次の受けるところが受けれないっていう思いもありますし、一方で、今までの条件と変えて次に出せば、それはそれで不公平なのかなあ。取扱いが非常に難しいのかなあと思いますが、よく協議をして決めていただければと思います。時間が過ぎてまで、協力していただきまして、ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で、大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時55分とさせていただきます。

—— 午前10時38分 休憩 ——

（Bグループ議員の退場）

（Aグループ議員の入場）

—— 午前10時55分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、質問順位第10号大和議員、登壇をお願いします。

（大和議員登壇）

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 1番、大和議員。

●大和議員（大和磨美） はい。1番大和磨美です。おはようございます。私は、だいたい今まで、議員になって、初日に一般質問をだいたいさせていただきしました。一番の若輩ものが、今回の一般質問のおおトリに立つということで、すごく緊張しておりますが、しめにふさわしい質問になればと思って、頑張りたいと思います。さて、私は、今定例会の一般質問で2項目質問をあげております。早速1項目めにまいりたいと思います。さる10月に執り行われた邑南町長選挙において5期目の当選を果たされた石橋町長に、今回は、今後4年間、邑南町という大きな船の舵を、どのような方向にきって進んでいくのかについて、少し、じっくりと聞かせていただきたいと思います。そして、その町長の考えを理解したうえで、今後の町について、一緒に考えていければと思います。まず、最近町長が、度々使われて、所信表明でも言われていた、誰一人取り残さない、というフレーズについて、この意味について伺いたいと思います。この、誰一人取り残さない、というフレーズは、アメリカの大統領選挙でもバイデン氏が多用して、勝利宣言でも使っておられました。これは、国連が掲げるSDGsで持続可能な開発目標2030年までに達成すべき17の目標を掲げ、誰一人取り残さない社会を実現するために世界をあげて取り組んでいこう、という考えです。おそらくSDGsの考えに則って、町長もスローガンとして掲げておられるのだと思うんですけども、本町において、この、誰一人取り残さない政策、そして、取り組みということが、まだ、ちょっと具体的に私には見えてきません。ちょっと想像しにくいなあと思っています。まあ、これまで、4期目度々町長さんは、共生社会の実現ということで、いわれていたもので、としての、これにつながった次のステップアップなのかなあというふうには、思うんですけども。実際、このフレーズについて、町の人たち、それから、職員さんたちからも、すごく聞こえのいい言葉なんだけれども、具体的にどんなことをしていくつもりなのかなあ、そんなふうに、私の方に言ってこられた方もおられまして。私も、うまく返答できなかったってことがあります。そこで、町長に、この誰一人取り残さないという言葉の意図。そしてその真意、また、この考えから、この町を具体的にどのようにしていくのか。そういったこと、今のお考えを伺いたいと思います。お願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

**○石橋町長（石橋良治）** 誰一人取り残さない、っていう意味でございますが、私、誰一人取り残さないっていう言葉も確かに言っておりますけども、その前段階として、コロナ禍のなかでということも言っておりますし、それから、取り残さないのあとに、つながった社会ということをやっております。私は、これが誰一人取り残さないだけではなくて、だからこそつながった社会でなくてはならないという、こういう意味あいでも今回5期目にいろいろ申し上げているわけでありまして、で、今の社会というのは、多様性ということが盛んにいわれておりまして、いわゆる、全国でもいろんな問題が起こるなかで、多様性の尊重ということとは叫ばれている時代だというふうに私は認識をしております。で、まずは、コロナ禍でということでございますが、現政権も、いわゆるデジタル社会ということをやっております、おそらくこれは、急速に邑南町にもやってくるんだろうと思います。で、やはりデジタル化を通じて、つながった社会ということを想像しますと、やはり、私どものような高齢者の方が多いい地域では、それはどういう意味なんだろう。デジタルという言葉も全くわからないし、これからどういう社会になっていくんだろうかというところが、私はたぶん不安としてあるんじゃないかというふうに思います。置いてきぼりにされるんじゃないかという、高齢者の方々の不安。これをどう取り除いていくかというのが、まずは第一なのかなと思います。いわゆる、情報格差、ITリテラシーの解消。こういうことをでございます。これはやはりぜひ取り組んでいきたいなあと。高齢者の視点にたって取り組まなきゃいけない邑南町ではないかなと思います。国の方では、デジタル活用支援員というのを、今、2021年度から全国的に配置をしようということでお考えのようんでございまして、全国で千箇所、支援員を配置していこうということでございます。また、公民館の役割でございますが、今回の議会で盛んに公民館の在り方というのが議論されておりますけれども、まさに今後の公民館のひとつの大きなテーマとしては、この情報格差に向かって共通課題として12公民館共通課題として、どういうふうに町民のみなさん方に、その格差を是正していくかということは、公民館主事の大きなテーマだろうというふうに思っておりますので、ぜひ教育委員会としては考えてもらいたいなあとと思います。これは、ソフトの話でありますけども、公民館につきましても、いろいろ議論いただいております。そのためには、やはりつながった、っていうことになりますと、ソフトプラスハードでありますから、公民館のハード、今一生懸命やっております、wifi環境、これは、来年1月中には、全12館公民館の、設置を完了いたします。併せてトイレの洋式化も議論になっておりますけども、これも3月中に、すべての12公民館完了いたす予定でございます。また、GIGAスクール構想も、まさにこの一環でございます。特にネット環境がまだ整備されてないご家庭については、家庭への接続を可能にして、オンラインでも授業が受けれるというような環境づくりをしていきたいなと、こういうふうに思います。で、もう一つの、私の大きな思いというのがございましてやはり今、邑南町でもけして例外ではなく、邑南町のやっぱり様々なひずみのなかです、はざままで悩みを続けていらっしゃる方々が随分いらっしゃるだろうというふうに思います。これは、先ほどから議論になっている不登校の生徒の問題、あるいは、8050問題ということがありまして、引きこもりの問題。特にこれ、引きこもりの問題について、私はなんとか5期目の挑戦として少しでも解消できるように、やっていきたいなあとというふ

うに考えてございます。この引きこもりの問題については、新年度の一つのある程度目玉として民間団体同士がつながって、どういうふうに、この引きこもりの方々を社会へ出てもらって生きがいを感じてもらうか。そういう仕組みづくり。そして、実践を続けていきたいなあというふうに、今、考えてございます。それから、今回の問題。議会でも話がありますように人の集合体である集落の問題。これも、やはりつながった社会にしなければいけない。孤立する集落があってはならないということでございます。数年前から続けております外部からのいろんな方々が集落に入って、つながっていくということをですね、島根大学も生徒さんたちも随分入っていらっしゃるわけですが、それと同時に、県立大学とも仕組みを作ってですね、しっかり集落の支えとして、若い方々を、そこに入って、つなげていくということも、やっていきたいなあ。こういうふうに、考えております。具体的に申し上げましたんで、ある程度イメージがわかると思いますけれども、大変いい質問をいただいたなあというふうに思っております。

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大和議員。

●大和議員（大和磨美） はい。やっと聞けたかなあという思いです。言葉だけだったら、私も今まで、一般質問の中で数々取り上げてきたんですけど、誰一人取り残さない。どっちかって言ったら、私は、福祉であるとか、暮らしであるとか、そういう面をしっかりとみてもらえるのかなあというふうに、勝手に理解をしてたんですけど。もっとなんか進んで、デジタル難民という言葉もありますけど、そういう方がやっぱり、うちの町っで高齢者が多いので、そういう面が弱いということもきちんと把握して、そういった面も含めて考えてくださっているというのがわかりました。やっぱり、こう、すごくいい言葉だけど、そのなかに含まれているものが、今まで、こう、表に、こう出て理解してもらうようにはなってなかったんで、今の思いが聞けたので良かったと思います。一緒に考えていけそうです。はい。そして、では、次の質問にいきます。次に日本一の子育て村構想の今後についてお伺いをします。今年度をもって第1期10年間で、この日本一の子育て村構想、終了することになっております。で、その後の計画については、まだ、具体的に聞いておりません。これまで、一般質問において度々、日本一の子育て村政策の今後の展開について、尋ねてきたこともあったんですけど、そのときには、これ以上の経済的な支援は考えておらず、地域をあげて子育てに取り組む町でありたい。そういう考え方を一貫して、お答えしていただいたので、その点は理解しているんですけども。今後、やっぱり、第1期10年が終わった時点で、やっぱり今後っていうのも、少し聞かせていただきたいと思います。で、また、私の今年3月の一般質問のときにも、質問したときに、今後どうされるんですかと質問したときに、今後の子育て村について考えるため、そして、学校の統廃合ありきではなく、どのような思いで、今の保護者さんたちが子育て、それから、教育について考えているのかということを知りたい機会を、この令和2年度に設けて、いろんな意見を聞いていきたい。令和2年度はそういう年にしたいというふうに町長は、お答えくださいました。しかしながら、残念なことに、この



コロナ禍ということもあって、そういった機会が今年度十分に取れていないのではないかと思います。そこで、今の時点で、今後の子育て村政策についてどのように考えておられるのか。また、コロナ禍で意見聴取とかする場が設けられなかったんだけど、どういうふうにしていこうと思っておられるのかをお聞きしたいと思います。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 日本一の子育て村政策の、この先をということで、町長に答弁を求められておりますけども、先に、担当課としての考えを申し上げたいというふうに思います。平成23年度からスタートしました日本一の子育て村構想は、今年度で10年が経過いたしました。他の自治体よりも先進的な取り組みでしたが、近年では他の自治体でも同様の子育て支援の施策を充実させていることから、施策の差はほとんどなくなっております。子育て構想の効果については、昨年度から島根県中山間地域研究センターと共同で効果検証を行ってまいりました。検証結果については、人口の減少傾向は若干であるものの緩和されまして、将来人口推計は、改善されたことがわかっております。一方で核家族化の進行や共働きの進行によって子育てにかけることのできる時間がですね、縮小傾向にあることもわかっております。で、家庭での子育て力の低下が、少し懸念されるということでございます。で、こうした状況においては、子育て村構想のキーワードで掲げております、これまでの取り組んできた地域で子育てという考えが、やはり今後も重要だというふうに考えております。そのことから、次年度からはこれまで以上に住民と協働した子育て、子育て支援を進めていきたいと考えております。具体的には、地域で育つ子供たちの未来を考え、子育て、子育てに関わる邑南町のすべての主体の共通理念づくりのため、子どもの権利を保障することを定めた条例の制定をめざしてまいりたいと思います。この条例は、国連で採択されました子どもの権利条約の4つの権利。一つ生きる権利、二つ目に育つ権利、三つ目に守られる権利、四つ目に参加する権利を基礎として、家庭はもとより地域、学校企業、行政などあらゆる主体がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子供たちが、心身ともに健やかに育ち、自立した社会性のある大人として成長できるよう、邑南町全体で取り組みを進めるための普遍的な共通理念になるようにイメージしているところでございます。また、邑南町のみなさんとの相互理解連携体制を一層強化するために、既に設置しています日本一の子育て村推進本部だけではなく、無作為抽出によって幅広い世代の参画を図る住民会議を開いて、当事者である子供たちも含めた議論の場を設けたいというふうに考えております。こうした取り組みによって、町民、地域、行政が一体となって引き続き日本一の子育て村を目指す取り組みを推進していきたいと担当課としては考えておるところでございます。

**○土居教育長（土居達也）** 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 子供たちの教育の在り方について、昨年はああして300人会議、あるいは1000人委員会を開催をし、子供たちがどういう子供たちになってほしいかというようなことについていろんな地域の方、保護者、あるいは高校生も入って、いろんな協議をさせていただきました。それで、今年度につきましては、学校単位にそうしたことをやっていこうというような計画をしておりました。議員おっしゃるように、コロナのことで、多くの人の集まりがなかなか困難になりました。ただ、少し落ち着いてきたというところで、それも少しずつ進めていこうということで、実は羽須美地域、そして瑞穂小校区、そして日貫小校区の、3つのモデルを設定をしまして、それぞれの校区ごとに取り組みを少しでも前に進めていけるように協議をして、今準備をさせていただいております。そういったことをしながら、地域のみなさん方と一緒に子供たちを育てるような、風土、環境を整えていきたいというふうに教育委員会としては考えております。以上です。

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大和議員

●大和議員（大和磨美） はい。ありがとうございます。今の答弁のなかで、私が再三、お願いしてきた住民会議の手法も取り入れたいというような御答弁があったので、少し安心しております。やはり、子育てについて、一番意見をもっていらっしゃるの、当事者である子育て世代の方々です。そして、また、実際に今、教育を受けている子供たち、こういったところの意見も取り込む機会を設けるというふうに考えていただいているということで、すごく安心しましたし、やはり、その声を吸い上げないことには、今後は語れないんじゃないのかなと思います。今大変な時期であることは承知のうえですけれども、無理に全員が、こう集って話し合わなくてもいいので、さっき教育長も言われました小学ごとであるとか、小さい単位で話し合っ、それをこうまとめていく作業ということでも、やはり意見を吸い上げることになっていくとは思いますので、いろんな手法を考えて、声を取り入れる機会を多くもっていただければと思います。よろしくお願ひします。そして、次の3ポツ目なんですけれども。これを聞こうと思っていたんですけど、今定例会で、かなりの議員さんが、これまでの質問のなかで、町長に、職員を地域へ向かわせる仕組みづくりについて、いろいろ議論をされてきました。私もそれを聞いたなかで、だいたい町長の意見であるとか、方向性っていうのも理解できましたし、また、公民館の在り方についても、教育委員会の考えというものも、だいたい理解ができましたので、ここの部分については、一応ちょっと割愛させていただくということで、私の思いだけを、ちょっと述べさせていただきたいと思います。今までの議論を聞いてきて思ったんですけど、特に公民館主事に関しては、全員協議会の場でも申し上げたんですが、ちょっとやっぱり過度な負担にならないような工夫をしつつ、やっぱり才能を育てるであるとか、職員を育てていくということ。そして、一人の職員を育てることよりも、どちらかというと、私の思いとしては、職員さん200人

おられるわけですので、どの職員さんも、やっぱり、地域づくりにかかわれる仕組み、主事を中心という考えでおられるのは、なんとなくわかったんですけど、やっぱりそこに協力して、12人の体制よりも200人のパワーの方が絶対に強いはずなので、そこらへんのボトムアップ、レベルアップの方法を、もっとなんか考えていただきたいなと思いましたし。また、やっぱり、職員さんが頑張るだけでは、まちづくりはよくなっていかないと思います。で、町長さんの考えともここは一致しているんですけど、やっぱり地区別戦略で育ってきた各地域におられるマンパワーを、しっかり生かして、どちらかというと私は職員さんには、その補助的役割であるとかアドバイザー的役割で、やっぱり動いていくのは地域住民であってほしいなあというふうに思っていますので。まあ、思いだけ述べさせていただいて、この項目については、割愛させていただこうと思います。日本国憲法にある公共の福祉とは、社会全体の共通の利益であり、ほかの人の人権等の衝突を調整するための原理となっています。この公共の福祉を実現する一つが、地方自治です。具体的に、地方自治法の第1条には、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。また、2項においては、住民の福祉の増進を図ることを定めています。で、地方行政を行う場合の基本的な考えとしては、防災や防犯、道路施策などの住民の安全、安心の確保、保健福祉の増進など、多くの一定となる最低限の行政サービスを提供していかなければならないと言えます。そして、そのうえで自治体の目指す施策を総意のもとで選択、そして執行していくものだと思います。誰一人取り残さない、そういった言葉も、やっぱり、目標としては大事だと思うんですけど、やはり、基本の姿勢が私は一番大切ではないかと思います。本町の最近の施策や、そして議会に対する説明や対応の不足を顧みてみますと、やはりこの点が少し欠如しているのではないかなあと感じることがあります。まあ、そう見えているのは私だけかもしれませんけれども、やはり、行政の基本の姿勢に立ち返って、町民が本当にそれを望んでいるのか、町全体の利益となるのかをよく考えて、マイノリティの声を吸い上げるのはもちろんなんですけれども、やはり、声なき声、サイレントマジョリティにもしっかりと目を向けて、耳を傾けて5期目の町政に町長さんにはあたっていただきたいと思います。やはりそういう姿勢こそ、誰一人取り残さない町につながっていくと思いますので、よろしくお願いします。私も議員として、一緒に考えていきたいと思います。ということで、1項目めの質問は終えて2項目めに移りたいと思います。介護福祉人材の確保についてです。ここ数年、町内の様々な事業所では、慢性的な人材不足となっている状況。これは、もう、みなさん認識していると思います。特に介護福祉分野での人材不足が著しく、これが長期にわたって深刻化しているのではないのでしょうか。先日、私達議会は、意見交換会に出かけたんですけども、やはり、そこに参加しておられた方で、ちょうど介護施設に勤めておられる方が来ておられて、しきりに、人材不足で大変だということを訴えてこられました。町長さんの耳にもこれは各方面から入ってきていると思います。で、私達総務教民常任委員会としても、もう、何年も前からこの声は、すごく気になっていまして、現状と現場の声を把握するために出かける委員会として、町内各法人の方を回らせていただいて、直接いろんな現場の声を聴かせていただきました。どこも法人さん、かなり工夫しておられまして、人材確保には努めておられます。おおなんBizにも相談したり、あと、法人さんによっては、やっぱり海外からの人材を獲得するような動きもでてきて

います。しかし、これについてはコロナということもあって、なかなかこう、先が見えない状況になって、せっかく考えていても進めないような状況になってきておられます。今月に入っても、町のホームページの方見させていただいても、やはり、介護福祉分野の求人というのが、ものすごく、多い状況で、これはもう、ずうっと、ここ何年も変わらない状況で、常に福祉介護の分野の求人が掲載されているような状況です。そこで、まず、現在の、町内の介護福祉施設及び事業所の人材の充足率。それから、求人の状況がどのようになっているか。また、今後の採用計画というのが、どのように、把握しておられるのか。これについて、よろしくお願いします。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） ええ、現在町内では、ああ、6つの法人により、ええ、介護保険施設や、ああ、高齢者の通所、訪問事業所が運営され、ええ、500名を超える職員の方が、ああ、介護をはじめとする関係の業務に従事されていますけれども、ええ、議員ご指摘のとおり、ええ、近年そのじゅうじ、従事者の、おお、人材確保に、ええ、各法人とも苦慮しておられます。ええ、そのう、おお、人材の、おお、充足率というご質問でございますけれども、ええ、各法人に、ええ、お尋ねしてみましたところ、ええ、充足率という数値までは各法人ともお持ちでおられません、でいらっしませんでしたので、ええ、充足の状況という点で申し上げますと、ええ、各法人の、おお、事情によって多少違いはありますけれども、ええ、現時点でサービスを運営できる人員はなんとか確保していらっしゃるというものの、やはり余裕がない。あるいは、近い将来の退職等を見据えると、ええ、不安な状態、不安定な状態だというふうな意見が多くて。ええ、なかでも、おお、夜勤とか休日などの、おお、不規則勤務に対応できる方が少ない。ということで、ええ、勤務が組みにくい、勤務シフトが組みにくいというふうなご意見が多く、ええ、介護福祉士をはじめとする介護職員と、おお、看護師という職種についての確保について、ええ、特に不安視をしていらっしゃるような状況が見受けられました。ええ、求人の状況と採用計画という御質問でございますけれども、ええ、これについては、ああ、先ほどのやはり2職種については、ああ、求職機関、いわゆるハローワーク等ですけども、こういったところに求人登録していらっしゃる法人も、おお、多いところですけども、ええ、議員おっしゃいますように、どの法人も応募が少なく、確保には苦労してらっしゃいまして。ええ、採用計画も、ええ、今年は一人、来年は二人とかっていうふうな年次計画もたててはいらっしゃいますけれども、ええ、実際には、ああ、確保できるうちに確保しておきたいということで、ええ、毎年もしくは、ああ、随時募集をかけているというところが多い状況でございます。

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大和議員。

●大和議員（大和磨美） はい、今の福祉課長の答弁にもあったんですけど、やはり、サービスを確保できる今、ぎりぎりの状態ということが伺えたと思います。今まで、法人を回って聴かせていただいたときにも。それが1年ちょっと前だったと思うんですけど。そこからもまだ全然、状況が改善されていないということが、またよくわかりました。で、今後の採用計画、今回あえて聞いたんですけど、総務教民常任委員会資料として、医療政策課の方から、介護、医療介護の人材確保の、奨学金制度のほうの資料で、一応、採用計画の方は、資料をいただいている、それを見る限り、やはりどこの法人さんも、看護師、それから介護福祉士に関しては、もう毎年のように複数、人材を確保したい、必要としているというふうな回答で、今後何年間かのあいだに、確か五十人ちょっとは、資格がある方にきていただきたいというふうに回答してらっしゃるということがあります。しかしながら、今もぎりぎりの状態で、常にこう、自転車操業ではないですけども、もう人がいるうちに確保しておきたいというのは、本音だと思います。で、人員が充足されないと、現在の介護サービスを今後でも維持していくことが困難な状況となっていくわけです。で、特に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年まで、あと4年そう、という今、もう本気で、今、どうにかしておかないと、せっかく、うちの町内は施設、それから、事業所が非常に充実している状況だと思います。しかし、せっかく、こう、いい箱はあっても、そこで働く、動ける人材がいらないということであれば、機能がしなくなってしまう。本町では、先ほども少し触れましたが、医療福祉に携わる人材を確保しようと、平成23年度から医療福祉従事者確保奨学金制度を設け、この問題に早くから対処しようと取り組んできておられます。その成果としては、医療分野に関する資格取得をめざす生徒は、毎年コンスタントに確保することができておられるようです。そして、その資格や職種によっては、町内の事業所では既に充足している状態で、今後数年間、逆に採用が見込めないような状況となってきました。そこで今年度この奨学金制度に見直し、資格や職種をこれまでの26種から4種に絞り込むこととなり、今定例会でも、条例改正が提案されているところです。一方で、介護福祉士をめざすためにこの奨学金制度を利用し、資格を生かして町内で活躍されているのは、資料をいただいたなかを見ると、この10年で3名しかおられないという実績があります。そして、今現在貸与利用中の方はゼロという状況となっています。奨学金制度を利用せずに介護分野の専門学校等に進学する方もおられるとは思うんですけど、知っている限り、見渡す限り、これもあまり、ほとんどおられません。なぜ、介護福祉分野をめざす若い方が少ないのか、その要因を、町としては、どう考えて、捉えておられるのかを伺いたいと思います。お願いします。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 口羽医療政策課長。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） ええ、介護福祉士をめざす生徒が少なく、うう、町ではその要因をどのように考えているかという御質問に対して、ええ、御説明を致します。え

え、邑南町では、ああ、今、言われましたように医療福祉従事者確保奨学金制度を、平成23年度に、ええ、設け今年で10年目を迎えております。ええ、この10年間で介護福祉士をめざすためにこの制度を活用された方は、先ほど言われましたように3名でいらっしゃいます。しかし、嬉しいことにその3名は、既に資格を活用し、町内福祉事業所で勤務をされております。ええ、議員、御指摘のとおり、10年で3名というのは、制度活用者は少ない状況でございます。町としては、その要因を次のように捉えております。まず、高校に改めて聞いてみますと、毎年進路を決める際、介護福祉士を希望する者は少ないという状況のようです。これは、生徒が介護福祉士の仕事や、その魅力を知らないために選択肢に入っていないことが、一つの要因だと考えております。また、介護職は、給与水準が低い、夜勤などがありきつい仕事などの、一面的なめか、見方が流布され、マイナスイメージが生じ、人材確保の阻害要因になっているという御指摘があり、町としても、これらを含め、担い手が増えないことの問題点として捉えているところでございます。しかし、実際には、介護福祉士等の仕事は、日々高齢者の一番近いところで寄り添い、生活をきめこまやく、細かく支援することで、一緒に喜び、そして感謝される、大変魅力的で、やりがいのある仕事であり、職員の方も、おお、誇りをもって仕事をされております。町としては、働きやすい環境づくりと小、中、高校生などの若年層を対象にして、介護の仕事の魅力や、やりがいを伝える取り組みを、町内福祉医療じゅう、事業所と連携を深め、重点的に進めていきたいというふうに考えております。

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大和議員。

●大和議員（大和磨美） 今、お答えにもありましたとおり、私も介護福祉の仕事の、やっぱり、こう、イメージを子供たちに伝える場が少ないというふうに、ずっと感じてきました。そして、もっと、興味を持ってもらう策が、足りていないのではとずっと感じてきました。介護福祉の仕事のイメージは、もう悲しいことに、昔から3Kと言われてます。私も、二十数年前大学を卒業してすぐ、特別養護老人ホームのほうに勤めていたんですけども、そのころからもう、ずっと、この3Kと言われてます。3Kは、きつい、きたない、給料安い、このようなことから頭文字をとってずうっと言われてきていますが、二十何年たってもいまだにこのイメージが全くこうぬぐわれていない状況です。やっぱり、これが、大きな要因だと思いますし。まあ、確かに夜勤やシフト勤務等大変なところもあるんですけども、人と関わることが好きなことにとっては、やはりやりがいであるとか、人と人とのつながりが感じられて、いろいろと得るものが多い仕事であるということは、私も経験上わかっていますし、こういうこと、やりがいがある、それから魅力がある。これをもう、子供さんたちに多く知っていただかなければ、やはりこの仕事についてみたい、やってみたいというふうな興味を持ってもらえないのではないかと思います。そこで、次の質問も含めて、考えたいんですけども。子供たちに将来の選択肢の一つとして介護福祉分野を考えてもらうためには、やはりその仕事を知ってもらう機会が必要だと思います。特に、先ほどの口羽課長の答

弁にもあったように小、中、高校生に対して介護福祉分野について、知ってもらうことが必要だと思います。で、現在の学校教育におけるこの介護福祉分野についてのキャリア、教育の現状はどのようになっているか、教えてください。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 小、中学校の生徒に対しての介護福祉分野についてのキャリア学習現状とかという御質問でございます。現在各小中学校では総合的な学習の時間を使って福祉について学んでおります。各小学校に少しどういったことを学んでいるかということをお聞きしましたので、少し御紹介をさせていただければと思います。まず小学校では保育所、保育所の園児の方との交流とか、あと福祉施設の見学。あと障がい者福祉についての学習や社会福祉協議会から講師の方を招いて学習など行っておられます。次に中学校においてでございますが、中学校におきましては邑智病院から看護師の方を、来ていただいての地域医療のことであるとか高齢者の疑似体験とか、車いすを使っただけの体験なども現在総合的な学習の時間のなかでやっておられるようでございます。キャリア教育というということになりますと、どうしても勤労観や職業観の育成のみにとらわれがちになりますが、このキャリア学習の定義にもございますように、一人一人の社会的職業的自立に向けまた必要な基礎となる能力や態度を育てることをとおして、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを学んでいただければと思っておりますが、こういった総合的な学習のなかでですね、これも一つ、小、中学校のときからですね介護福祉についてですね少しきっかけづくりになればと思っております。

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大和議員。

●大和議員（大和磨美） はい。各小学校、中学校で、近くにある施設に出向いてみたり、交流をしたりということはあるようなんですが、やはり、経験している仕事を実際にやっておられる方から話を聞くであるとか、内容を聞くということ、機会が少ないのではないかと思います。で、やはり、今の子供たちの進路決定の時期を考えてみますと、だいたい高校1年生の秋頃までには、おおよそその将来どのような仕事につきたいのか、じゃあ、それに必要な資格はなんなのか、その資格を取るには、じゃあ大学なのか専門学校か、そういったことをもう決める時期というのは、今の子供たちにとっては、高校1年生が、だいたいその分岐点となっていると思います。で、特に医療福祉関連では、なりたいたいと思っても資格取得が絡んできますので、できるだけ早い時期に子供たちに、仕事の内容を知る機会を設けたり、できれば実際に現場で働いている姿を見て、そこで、働いている人の話を聞く機会、これをやっぱり多くもっていかないと、選択肢の一つになっていかないのではないのかなあと思いま

す。先ほど看護師さんの話を聞く機会はあるというふうにおっしゃったんですけど、やっぱり、介護の方の話を聞くという機会がちょっと弱いのかなあと思うので、またそのへんについても考えていただきたいと思います。そして、特に医療より、医療も今、大変な問題にはなっているんですけども、介護福祉についても、コロナ禍のなかでは、その人材確保がさらに厳しいものになってきているのが現状です。実際に、今、福祉現場で働いている方々は、消毒作業や感染予防のために行う業務が増えて、休日をとられてても、個人の休日であっても、そこで県外移動であるとか、家族以外の外食を、控えるようになど職場から行動制限をいわれているという職場もありますし、やはり、人手不足なうえに、もう体力も気力も今限界に日本全国どこの医療福祉現場も、そういった状況になってきていますし、また、実際に離職される方も増えているというような現状がおきています。やはり、この大変ななか、なのはわかるんですけど、今なんとかしないと、もう、町内の介護福祉サービスを維持していくことは困難なのではないでしょうか。で、今後さらに高齢化社会が進んでいくんですけども、老々介護も限界となって、介護施設や介護サービスが果たす役割というのは、ますます今後、大きくなる一方だと思います。しかし、労働条件や賃金が魅力あるものとなっていない現状のままで、有能な人材や若者が集まることは、なかなかちょっと、考えにくいのではないのでしょうか。介護福祉分野の処遇改善は、これは、もう国をあげて取り組むべき問題であるということは、十分承知はしております。しかし、その声を国に届けるのは、地方自治体であって、そして、そのリーダーである町長であると思います。やはり、誰一人取り残さない町を目標とするのであれば、もう今、力を入れて取り組むべき課題だと思っています。このことについて、町長さん、何か思いがあれば教えてください。

**○石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 石橋町長。

**○石橋町長（石橋良治）** お尋ねでございますけども、当面をどうするかということについては、当然、いろいろあるわけでありますが、私は介護人材のやっぱり養成、これはもう小さいときからやっぱり考えていかないと、付け焼刃ではなかなか、もうこれは難しい問題だろうというふうに、今、思っています。で、これはまさに日本一の子育て村のなかで考えるべきことかなあと、私は大変重要じゃないかと思っています。で、要は、やっぱり介護を含めて福祉の、そういった分野に働いてみようという子供たちを育成する、つまり人の心の痛みがわかる子供たちをどう育成していくのか、それはやはり子育て村のテーマであり、教育委員会の大きなテーマだろうと、私は今、思っています。そこは足りない。学校教育課長がキャリア教育やっています、やっていますっていう話はしていますけども、そのあとのフォローアップも全く私はわかりません。やりっぱなしということは、私はあえて言いたい。で、子供たちの教育を、そういう視点で考える場合に、じゃあ、今の教師像はどうか。教える先生は、ほんとに子供たちの心の痛みがわかっている教師がどれだけいるのか、私は不登校問題一つとってみても、はなはだ疑問だというふうに私は、今、思っています。私の目の前には、そういう事例を結構聞きます。学校の先生は何やってるんだ、子供たちの心が



なんでわかるんかと。ましてや校長なんかもう、丸く収めよう、収めようというような、いわゆる、あいまいな考え方が、やり方が、非常に今、あるのではないかなあ。小学校は不登校増えていません、現状維持であります、という話がありました。しかし、隠れている問題、たくさん私はあると思う。中学校は増えているという話です。瑞穂中学校の、いわゆる、めざす教師像というのがあって、子供たちと寄り添う、子供たちと一緒に成長する教師であるべきだと、こういうことをいってますけども、本当にやっていますかと、私は問いたいんです。一人一人の先生がもう少し子供たちのこころの痛みがわかる、教師として成長してもらわなきゃいけない。だから、私はあえて日本一の子育て村の、やはり次のステップというか、原点に立ちかえって、子供の人権をどう守っていくかというなかに子供と一緒に成長する教師、教師像。これをやっぱり追及していきたいというふうにも、思っています。私は一言でいうたら、一人の教師の、一人の教師であるまえに、一人の人間であれ。こういうことを強く、私は教員に呼びかけたい。道で会って、あいさつもできないような教員もいる。私は、一生懸命体育館を整備して、その竣工式に一言も、校長も含めお礼のあいさつもなし。情けないです。常識がないんですよ。だから、人間であれと言いたいんだ。そういう先生が、じゃあ、生徒に対して、おとなに、人とあったらお礼をいいなさい、あいさつしなさいって言えますか。自らやってないわけですから。教員というのは、特殊な社会だと私は思っています。それを変えなきゃいけない。私は、教育委員会、いろいろ言いますが、今の教育委員会に期待ができない。だれか、改善といいましたけれども、まさに、教育、学校教育の改革。これをやらないとですねえ、福祉分野の人材育成、育成といたって、それは、なかなか育ちません。議員のみなさんも一緒にですねえ、いわゆる、子どもの人権の条例を作り上げ、学校教育の改革をやろうじゃありませんか。そのなかから、やはり、子供たちは人の心の痛みがわかる子供として、成長し、将来は介護につく、福祉分野につくって。そういうことを、やっぱり考えていかないと、みんなで考えていかないと。教員だけにそういった人材育成をお願いしているというのは、もう、私は、邑南町の教育というのは、もう、期待は今、もっていません。我々が変えていかなきゃならない。そのことを強く言いながら、小手先だけではなくて、これは根本の問題だろうと私は今、思っています。

●大和議員（大和磨美） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 大和議員

●大和議員（大和磨美） 町長の思いは、伺いましたが。まあ私が、今日、お願いしたいのは、とにかく、せつかく、うちの町は高齢者が多い町です。やはり、子供たちも、家におじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいる子供たちも多いと思います。で、ご近所さんみてもお年寄りがたくさんおられる。こういう状況のなかで、やはり、介護とか福祉であるというのは、やはり、どんなところにいても。誰がどんな状況でも、安心して暮らせるために必要なことであるし、特に介護については、もう、人生の終わり、今まで頑張って、生きてこられた、そういった方々が、やはり自分の住み慣れたところで、安心して最後を迎えられる。そういったところを作るためには、やはり、それを支える人材が必要です。やはり、

子供たちにもっと、介護や福祉について、魅力のある仕事だということを、小さい頃から、教えていただきたいと思いますし。そういうことを、子供たちが、知っていれば、それを知って育っていけば、自然と違う仕事についたとしても、そういう目線で自分の役割というのを考えていけるのじゃないのかなと思います。この人材確保、特に介護福祉の分野については、学校教育だけに任せるのではなく、やはり、町の施策として、一緒にこれからも力を入れて頑張っていっていただきたいと思います。そういう思いで、今日は質問にさせていただきました。今日、聞きたいなと思っていたことは、一応すべて聞きました。ということで、私の今日の質問は終えたいと思います。ありがとうございます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、大和議員の一般質問は終了いたしました。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前11時48分 休憩 ——

（Bグループ議員の入場）

—— 午前11時49分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） ここで休憩に入らせていただきます。再開は、全員協議会終了後とさせていただきます。

—— 午前11時49分 休憩 ——

—— 午後2時5分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 陳情の委員長報告

●山中議長（山中康樹） 日程第3、陳情の委員長報告を議題といたします。本定例会において、陳情第3号、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情が、総務教民常任委員会に付託されております。陳情第3号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

○石橋総務教民常任委員長 議長。

●山中議長（山中康樹） 石橋総務教民常任委員会委員長。

（委員長登壇）

○石橋総務教民常任委員長 和2年12月18日。邑南町議会議長山中康樹様。総務教民常任委員会。委員長石橋純二。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。陳情審査報告について。受理番号。陳情第3号。付託年月日。令和2年12月7日。件名。「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情。審査結果。不採択。委員会の意見。この陳情は、ゆきとどいた教育を進める島根の会代表小松雪乃氏より提出されたもので、新型コロナウイルス危機の中で子どもたちのいのちと健康を守り、成長・発達を保障するために、国に対して「少人数学級制度の拡充を求める意見書」の提出を求めるものである。本委員会の審査では、○邑南町内の学校の大半が定められた学級編成上の人数に満たない状況である。○新型コロナウイルス感染症に関連付けて少人数学級の拡充を求める必要があるのか。○邑南町議会では昨年島根県に対し、小規模校に養護教諭・事務職員の配置を要望しており学級編成の拡充が必要か。○今すぐ提出の必要があるのか熟考すべき。○一部の趣旨については賛同できる。などの意見があった。これらの意見をもとに採決した結果、この陳情に対し反対多数で不採択とした。

●山中議長（山中康樹） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって討論は、原案である陳情第3号に対する賛成討論から始め、反対賛成討論、賛成討論と交互に行います。はじめに、賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。陳情第3号、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情について、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、賛成多数。したがって、陳情第3号、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●山中議長（山中康樹） 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第121号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。

●山中議長（山中康樹） はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第121号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第121号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第122号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第122号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第122号、邑南町奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第123号に対する討論を行います。

●山中議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第123号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第123号、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第124号に対する討論を行います。

●山中議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第124号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第124号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第125号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第125号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第125号、邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第126号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第126号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第126号、邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第127号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第127号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第127号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第9号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第128号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第128号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第128号、令和2年度邑南町国

民健康保険事業特別会計補正予算第４号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１２９号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹）　　反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第１２９号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第１２９号、令和２年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第３号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１３０号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹）　　反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第１３０号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第１３０号、令和２年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第２号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。



●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１３１号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹）　　反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第１３１号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第１３１号、令和２年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第３号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１３２号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹）　　反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第１３２号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第１３２号、令和２年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第２号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１３３号に対する討論を行います。

●山中議長（山中康樹）　　反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第133号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第133号、令和2年度邑南町水道事業会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後2時18分 休憩 ——

—— 午後2時21分 再開 ——

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。

●山中議長(山中康樹) ただ今より休憩といたします。再開は、午後2時40分といたします。

—— 午後2時21分 休憩 ——

—— 午後2時40分 再開 ——

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

●山中議長(山中康樹) ただいま、町長から、議案第134号指定管理期間の変更について。議案第135号令和2年度邑南町一般会計補正予算第10号について。以上、議案2件が提出されました。お諮りをいたします。議案第134号及び議案第135号の議案2件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第134号及び議案第135号の議案2件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 追加日程第1、町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。議案第134号及び議案第135号の議案2件を、一括上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

#### 議案の上程

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第134号及び議案第135号の提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第134号、これは、邑南町いこいの村しまね等の指定管理者の指定管理期間の変更について、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第135号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ1千178万8千円を減額するものでございます。議案の詳細につきましては、お手元に「追加議案の詳細説明資料」をお配りしておりますのでご確認ください。

●山中議長(山中康樹) 以上で、執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 議案の質疑

●山中議長(山中康樹) これより質疑に入ります。はじめに、議案第134号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長(山中康樹) ありませんか。

●山中議長(山中康樹) 無いようですので。

●日野原議員（日野原利郎） 9 番。

●山中議長（山中康樹） 9 番、日野原議員。

●日野原議員（日野原利郎） はい。指定の期間が、令和3年3月31日までとゆうことで、この件については全協でも説明があったところですが、今後どのように進めて、4月以降の運営は大丈夫なんでしょうか。そのへんところ説明をお願いします。

○石橋町長（石橋良治） はい。番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 今後のことですが、行政としてまず第一に考えなきゃいけないのは、今働いている従業員の皆さん方の雇用の問題です。ですから、なるべく空白期間が空かないようにとゆうことが一番大事だと思ってます。先般、早速いこいの村に行きまして従業員の皆さん集まっていたいて、わたくしから全員の皆さんに雇用は守るんだとゆう強い決意をお示しをしたところでございます。そうゆう事もありまして、できれば早い時期に新たな指定管理先を見つけて、そこに繋げていくとゆう作業が必要ではないかとゆうふうに思っております。従って、準備が整い次第新たな指定管理先への公募とゆう形で準備を進めていきたいなとゆうふうにまあ思っております。

●山中議長（山中康樹） ほかに質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第134号の質疑を終わります。続きまして、議案第135号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。

●中村議員（中村昌史） 8 番。

●山中議長（山中康樹） 8 番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 予算、説明書の5ページ、4ページ5ページですね。民生費、あつ歳入、ごめんなさい。これじゃなかった。歳出のほうです。6ページ、6ページ7ページです。民生費、児童福祉費、母子福祉費のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の増額とゆうことですが、委員会で報告受けました時に受給資格者が6月30日時点での

資格者に限られるとゆうことをお伺いしました。それ以降に受給資格を取られた方についての支給は、国のほうでは見ないんだとゆうことがございまして、この事について町単独での考えられないかとゆう事をお伺いしたと思いますが、その後その事について経緯をお知らせいただきたいと思います。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） えっ、委員会の時にもご説明をさせていただきました。ええ、今回の決定が国の方でも、ええ、急なことでございましたので、ええ、今回の補正のところでは、ああ、その、追加給付等につきましての検討する間がなかったとゆう事でございましたが、その後につきまして、ええ、また財源等の考慮をさせていただいてるところでございます。まだ、新たな情報が入っておりませんので、ええ、有効な財源等見つかり次第検討はさせていただきたいとゆうところで、ええ、まだ検討中の段階でございます。

●山中議長（山中康樹） ほかに質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 7番。

●山中議長（山中康樹） 7番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） しつこいようですいません。ページ、4ページ5ページのいこいの村・香木の森納付金です。だいたい一般質問までさせていただいてすっきり整理ができたんですが、協議をする、決めてない部分が多々ある、予期せぬ事も起こるのでそこは協議をして話し合って決めるって事なんだと思います。話し合いの土台の部分が大きいつてことは、ある程度グレーな部分多いってゆうのは、ある意味やむを得ないし、それは政治的判断であったり、協議のうえでお互いが納得して決められるんだと思います。そこで一つほど、あの、委員会でもあったとおり、今回のコロナ禍において営業損失ってゆうのは協議のうえ双方が折半をする。それを協議のうえ合意して、この度1,500万はいただかないってゆう事になったんだと思います。で、皆さんの手元には無いかもしれませんが、委員会の資料の93ページに今年度前半の決算状況が載っております。営業収入が2,299万6,000円。で、営業外収益は置いとしまして、経費が5,577万8,000円です。で、約3,300万円の赤字となっております。で、折半すれば、1,600万円ずつで雲海さんの方は持続化給付金などで1,441万7,000円支援を受けてますので、町として1,500万円をこの度いただかないとゆうことで双方バランスがとれとるんだと思います。あの、ゼロにはならないですが、昨年度も前期で赤字が出てますので、ある意味企業判断・企業努力の部分ってゆうところで、そこまでは踏み込まなくていいのかなと思います。で、そうすると議案の説明資料の中にも1ページに、下から4行目ですが、今年度上期の収支状況により0円とすることに合意したってゆうことで

あれば、今も営業されとる訳ですが、上期の状況は折半をして1, 500万円をなくした。てゆうことは、下期もどこかの段階で経営状況を見て、決算なり決算見込みを見て、必要であれば一定金額、もうこれ以上納付金を減らす事はできないので、支援としてお金を今度は町が払う考えがあるかどうかを教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、納付金それから、あの、これから、これまでの支援金につきましては、ええ、今年度、ええ、指定管理の雲海のほうと幾度も、ええ、協議をしてまいりました。まあ、その中で、ち、あの、あの、原案になっているものは、あの、年度協定書とゆうふうに認識をしております。その年度協定書の、ええ、納付金第3条の中に納付し、する金額には、ええ、令和2年12月を目処に、ええ、協議をすると、ゆうことでなっておりますが、その協議をするのが上半期の、ええ、決算状況において非常に、ええ、状態が良くないとゆうことで、今回1, 500万円を、ええ、免除する、あっ、ゼロ、ゼロ円にするとゆうふうに、ええ、判断をしております。それ以降の、ええ、後半の、え、ことはこの協定にもうたっておりませんし、あの、協議をする意向はございません。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 委員会で聞いたり説明があったのは、リスク分担を何処がもつかとゆうところに感染症とゆうのは載っていないってことで、僕は不可抗力なことなので全部町かと思いましたが、そこは協議をして町と指定管理者で折半をするってゆうことになりましたと報告を受けたので、その考えからいくと一年間を通した次は後半も見るのかとゆうことで聞きました。で、委員会資料には株式会社雲海ほうから一年を通じた決算見込みも出されてます。これを赤字部分を折半しても町の方の1, 500万では足りない。これは以前の質疑においても1, 500万で本当にリスクを分担したことになるのかってゆうのを聞いたと思うんですけど資料としてみれば足りないんだと思います。足りない結果が、この度雲海が解散に至った一つの判断かと思えます。長年1, 500万を納めてきたけれど、町から色んなところで協力関係が結べないか、いざとゆう時の支援が受けれないとゆうことであれば、解散する選択しかなかったってことで、グレーな部分が沢山あって協議をする部分が沢山あるけれど、結局町の判断として解散に追い込んだんじゃないかって見られる可能性もあるんだと思いますが、感染症のリスクを分担するんであれば、後半部分も見て一年間の赤字部分の半分はきちっと町が補填すべきだと思うんですが、なぜしないか教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい。あの、基本的には、ええ、年度協定において、ええ、まあ、令和12年の12月に、まあ、あの、納付金の判断をするとゆうことでゼロ円にしました。で、今後の、ええ、赤字部分を見るか見ないかとゆう事につきましては、ええ、ま、先ほど回答した見るよ、ええ、考えはございません。ええ、で、ま、その中でも、ええ、この協議の中におきましては、ええ、例えば、ええ、温泉のポンプが、ええ、故障した時ぜん、ええ、前年度ございますが、そういったところも、ええ、今年度において、ええ、補償を、ええ、見たりとか、ええ、し県の、ええ、美肌の補助金を活用しまして、え、改修をして、え、次年度に売り上げを、ええ、アップできるような、ええ、取り組みの応援もしてございます。ま、そういった方向で、ええ、法人の、ええ、経営にはですねなかなかええ、町として、ええ、支援は、ええ、できないとゆうふうに考えております。ええ、あくまで、え、この協定に基づいて、ええ、1,500万円を、え、免除していくとゆうことで、え、支援をしているとゆうふうに、え、考えております。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 7番。

●大屋議員（大屋光宏） はい。質問の答えになってないと思うんですけど、こちらは3回しかないのでこれが最後です。あの、年度協定に基づいてって言われますが、一方で感染症についてはリスク分担のところにないんで、それは協議をして決めましたって事で報告を受けて、その一つが1,500万を納付してもらわない事なんだと思います。その1,500万を納付してもらわない事の元々は感染症のリスクとして、そのリスク分担は協議のうえ半分ずつもちましたってゆうことだと思うんです。半分ずつもつんであれば、一年間を通じてきちっと町が半分もつべきであって、これでは不足した場合はどうするんですか、しませんとゆうことは、1,500万リスク分担をした結果、この1,500万ですとは言えないと思うんですが、答弁が食い違っていると思うんですが。リスクを分担して、本来は全て町がもつべきだとは思いますが、協議のうえ折半になったので、折半部分はきちっと責任を持つべきだと思うんですが、なぜもたないかもう一度教えてください。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい。ええ、納付金につきましては、ええ、協定書に基づきまして、ええ、せ、ええ、協議をするとゆうことで12月を目処にとゆうことで、まあ、もらわないと。で、感染症のリスクに関しましては、ええ、この協定の中で、ええ、協議をした結果、ええ、それについては、あの、国県それから町の支援策で、ええ、ええ、町の事業者どうよ、同じような、ええ、補助事業がございます。そこで対応していただきたいとゆうふうに、ええ、協議をしておりますので、ええ、それ以上の、ええ、支援を、え、して行く考えは、ええ、今もっておりません。

●山中議長（山中康樹） ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) はい。無いようでございますので、議案第135号の質疑を終わります。以上で、議案第134号及び議案第135号の質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 議案の討論・採決

●山中議長(山中康樹) これより、議案の討論、採決に入ります。議案第134号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。

●山中議長(山中康樹) はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第134号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第134号、指定管理期間の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第135号に対する討論を行います。

●山中議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。



議案第135号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第135号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第10号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 閉会中の継続調査の付託

●山中議長（山中康樹） 日程第5、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもって、令和2年第9回邑南町議会定例会を閉会といたします。

——午後2時59分 閉会 ——